

56	4	番号
律案	裁判所職員定員法の一部を改正する法	件名
		提出
三二六	九、二〇	月日提出
受領	受領	本院に受領 又は(衆)へ 送付 月日
四二五	四二五	九、三三 (予)
可決	五二七	付委員会 議員 決会 可 決
可決	五二八	付委員会 議員 決会 可 決
三二六	九、二〇	付委員会 議員 決会 可 決
可決	四二〇	議本 院 議 可 決
可決	四二五	議本 院 議 可 決
		備考

内閣提出法律案（二件）

○法務委員会

俗環境浄化対策等について、二日にわたり、関係各界の参考人の出席を求め意見聴取を行うなど、慎重な審査を行いました。

質疑を終局し、次いで日本共産党提案の修正案について趣旨説明があり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して佐藤委員より、修正案及び原案に反対、民社党・国民連合を代表して三治委員より、修正案に反対、原案に賛成、日本共産党を代表して神谷委員より、修正案に賛成、原案に反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終え、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会におきましては、本法律案の審議経過等をふまえ、風俗営業の規制等の改善対策確立に関する決議を行ふとともに、風俗営業等に関する小委員会を設置して風俗営業等に関する制度及び運用について今後も調査、検討を行うことといたしました。

以上、御報告いたします。

本院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者	予備送	本院へ	参議院	衆議院	備考
21	外国人登録法の一部を改正する法律案	稻葉誠一君 (五九、四三)	付月日 九、四、八	提出月日 九、四、八	付委員会 (予)	議本會決議 五九、四、八	議本會決議 五九、四、八
					付委員会 五九、四、八	議本會決議 五九、四、八	
					付委員会 五九、四、八	議本會決議 五九、四、八	
	繼續審査				付委員会 五九、四、八	議本會決議 五九、四、八	

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）

五九、二、一〇 内閣提出

三、一三 衆可決

二、三一 参可決

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、判事の員数を九人増加し千三百三十五人に改める。
- 二、この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を九人増加しようとするものであ

ります。

委員会におきましては、裁判所における事件数の増加と職員の充足状況、司法研修所における指導のあり方とその内容、簡易裁判所の適正配置等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）
(衆議院送付)

五九、三、二八 内閣提出

四、二五 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案は、最近における涉外婚姻の増加等の実情にかんがみ、及び昭和五十五年七月十七日に我が国が署名した

女子に対する差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、国籍法及び戸籍法の一部を改正しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

第一 国籍法の一部改正

一、子は、父又は母が日本国民であるときは、出生により日本国籍を取得するものとする父母両系血統主義を採用する。

二、準正により日本国民の嫡出子の身分を取得した未成年の外国人、日本の国籍を留保しなかつたことにより日本の国籍を失つた者等は、所定の要件を満たすときは、法務大臣に届け出ることにより日本国籍を取得することができるものとする。

三、日本国民の配偶者である外国人の帰化条件について、その者が夫であるか妻であるかにかかわらず、同一の条件を定めるものとし、生計条件、重国籍防止条件等についても、これを緩和するものとする。

四、父母両系主義の採用に伴い増加する重国籍者の発生の防止及びその解消を図るため、外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失うものとし、現行法の

国籍の留保の制度を国外で出生した血統による重国籍者にも適用するものとともに、重国籍者は成年に達した後二年以内にいずれかの国籍を選択しなければならないものとする国籍選択の制度を新設する。

五、経過措置として、改正法施行後三年間は、改正法施行前に日本国民である母から出生した子及びその者の子は、所定の要件を満たすときは、法務大臣に届け出ることにより日本の国籍を取得し得るものとする。

六、経過措置として、改正法の施行の際、現に外国の国籍を有する日本国民は、新設された国籍の選択制度の適用においては、この法律の施行の時に外国及び日本の国籍を有することになったものとみなすものとし、この場合において、その者は、定められた期間内に国籍の選択をしないときは、その期限が到来した時に日本の国籍の選択の宣言をしたものとみなすものとする。

第二 戸籍法の一部改正

一、国籍の選択の宣言の届出及び外国の国籍を喪失した場合の届出等に關し所要の規定を設ける。

二、国籍の留保の意思表示は、父又は母以外の法定代理人も、これをすることができるものとし、その届出の

期間を伸長する。

三、外国人と婚姻をした場合も日本人間の婚姻の場合と同様に、婚姻によつて新戸籍を編製するものとする。

四、外国人と婚姻をした者がその氏を配偶者の称してい る氏に変更しようとするときは、婚姻の日から一定の期間内は、家庭裁判所の許可を得ずにその氏の変更の届出をすることができるものとともに、氏の変更をした者が離婚をした場合には、離婚の日から一定の期間内は、家庭裁判所の許可を得ずにその氏の変更の届出をすることができるものとする。

五、戸籍の筆頭者及びその配偶者以外の者で、父又は母を外国人とする子は、家庭裁判所の許可を得て、その氏をその父又は母の称している氏に変更する旨の届出をすることができるものとする。

六、四、五による氏の変更の届出があつたときは、一定の場合を除き、氏の変更をした者について新戸籍を編製するものとする。

七、罰金の上限を相当額に引き上げる。

第三　この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における涉外婚姻の増加等の実情にかんがみ、また、昭和五十五年七月十七日に我が国が署名した婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、国籍法及び戸籍法の一部を改正しようとするものであります、その主な内容は次のとおりであります。

まず、国籍法につきましては、第一に、出生による国籍の取得について父母両系血統主義を採用すること。第二に、準正による国籍の取得の場合等について、法務大臣に届け出ることによって日本国籍を取得することができる制度を設けること。第三に、日本人の配偶者の帰化条件について男女の差異を解消するとともに、生計条件、重国籍防止条件等を緩和するなど帰化条件の整備を図ること。第四に、重国籍の増加に対処するため、現行の国籍留保の制度の適用範囲を広げるとともに、国籍の選択制度を新設すること。第五に、改正法施行前に日本人母から生まれた未成年者について、国籍の取得の特例を設けること等であります。

1	番号	件名	
北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日
兵、三、三、七	月日	兵、三、三、六	受領月日
(予)	付委員会	参議院	付委員会
承認	議員決議	本会議	議員決議
承認	本会議	衆議院	本会議
承認	備考		

○外務委員会
条約(二二件)

次に、戸籍法につきましては、第一に、国籍法の改正に伴い、国籍の選択の宣言の届出及び外国の国籍の喪失の届出等に關し所要の規定を設けるとともに、国籍の留保の届出についても、その届出の期間を伸長し、届出人の範囲を広げること。第二に、外国人との婚姻の場合についても婚姻による新戸籍を編製すること。また、外国人と婚姻をした者その他について氏の変更の特例を設けること等であります。

委員会におきましては、今回の法改正と憲法との関係、

国籍の法的性格、重国籍者及び無国籍者の法的地位、国籍

の留保制度及び選択制度の必要性、沖縄の無国籍児の救済、戸籍における外国国籍の記載、法例の改正等について質疑が重ねられたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。